《商品概要説明書》

（2026年4月1日現在）

商品名	他金融機関預け替え専用定期貯金～New Partner 2026～
資金	他金融機関からの預け替え資金に限ります。 ※１ヵ月以内に取得した資金に限ります。
販売対象者	組合員または組合員家族の個人に限ります。
最低預入金額	20万円以上
預入期間	1年（単利型）または3年（複利型）
募集金額	10億円
適用金利	1年　0.95％ 3年　1.20％ ※金利適用条件 新規年金振込者（予約を含む）または新規給与振込者 上記の金利適用条件にあてはまらない場合は 1年　0.80％ 3年　1.00％
払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
利息	貯金利息には、20.315％（国税15.315％、地方税5％）の税金がかかります。利払頻度 ※満期日以降に一括して払い戻します。利息計算方法 ※付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
マル優	障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」の取扱いができます。
中途解約	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入期間を1年の定額方式とした場合 ①6か月未満・・・・・・・・・・・・解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満・・・・・約定利率×50％ (2) 預入期間を3年の定額方式とした場合 ①6か月未満・・・・・・・・・・・・・解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40％ ③1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50％ ④1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60％ ⑤2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70％ ⑥2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90％
付加できる特約事項	「総合口座」の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は、担保定期貯金の約定利回りに年0.5％を上乗せした利率です。）
貯金保険	保護の対象になります。
取扱期間	2026年4月1日～2027年3月31にお申し込みの方を対象とします。
その他	当初預け期間終了後は店頭表示金利にてお預かりいたします。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、 当JA本支所または総務部(電話：0537-20-0800)にお申し付け下さい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター （JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）

◎詳しくはJA店舗窓口までお問い合わせください。

JA掛川市